

ID: 2

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	海岸保全区域の占用の許可		
法令名 根拠条項	海岸法 第7条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
【基準】	<p>法第7条の規定による。 (海岸保全区域の占用)</p> <p>第7条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物(以下次条、第9条及び第12条において「他の施設等」という。)を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。</p> <p>行政手続法に伴う海岸法における処分の審査基準等の策定について(平成6年9月29日六構改D第551号、六水港第3274号、港海第770号、建設省河政発第55号)及び海岸法の施行について(昭和31年11月10日 32農地第4822号・建発河第107号・港管第2739号都道府県知事等あて建設・運輸・農林事務次官通知)による。</p> <p>第4 海岸保全区域の占用及び海岸保全区域における行為の制限</p> <p>1 法第7条第1項の規定による占用の許可は、国有財産法上の公共用財産たる国有海浜地について行うものであるので、その許可に際しては、当該公共用財産たる土地の公共的性格に十分留意の上、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をするよう、その運営の適切を期せられたいこと。</p> <p>2 海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて占用することとは、一定の区画の土地を排他的独占的に継続して使用することであり、耕作の用に供する場合、材料置場とする場合等も含まれるものであること。なお、漁具、漁獲物の乾場、船揚場、穀物乾場、牛馬のけい留のための施設等簡易軽微なものについては許可を要しないものとする。</p> <p>3 占用の許可の際には、規則第3条に規定する申請書の記載事項に関する条件のほか、占用に伴う第三者との関係に関する条件、附帯工事に要する費用に関する条件、原状回復に関する条件、許可の効力が失効する場合の条件等、個々具体的な場合において種々の条件を附することにより占用が海岸の保全に支障を与えないよう措置すること。なお、右の条件を附するに当たっては、占用の許可を受けた者の権利を不当に制限するような義務を課することのないよう十分配慮され遺憾のないように期せられたいこと。</p>		
標準処理期間	おおむね3週間(通知による目安)		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日